

第1種低層住居専用地域

主要国道(8・27号線)  
の両側300mの範囲

平成24年1月1日から  
新しく禁止地域となる  
範囲

赤い部分: 従来から禁止地域で  
あった区域

青い部分: 条例改正により新しく  
禁止地域となる区域

- \* あくまで参考です。
- \* 家屋連たん地域を除く。